

様式2

学校番号 (2)
学校, 園 名 福岡市立当仁小学校
校長, 園長 名 戎 弥須恵 印
(生徒指導担当者 永田 千里)

平成30年度 当仁小学校いじめ防止基本方針

いじめの防止等のための取組に係る達成目標

定期的な校内研修として、4月に学校いじめの防止基本方針の共通理解、7月に学校いじめの防止対策委員会の取組内容改善、2月に次年度いじめの防止基本方針提案を行う。

1 いじめ防止等に対する基本姿勢

本校では、いじめはすべての教職員の「自分ごと」として切実に受け止めると共に、「いじめは、どの学校でもどの学級でもどの子にも起こり得るものである。」という認識のもとに、いじめを「しない」「させない」「見逃さない」ということを基本的な姿勢と考え、「いじめの防止基本方針」を策定した。具体的ないじめ防止のための基本姿勢として、以下の4つのポイントをあげる。

- (1) いじめをおこさないための事前の指導
- (2) いじめをすばやくキャッチするための教師の資質の向上
- (3) いじめがおこった後の迅速な措置
- (4) 児童を見守り育てる家庭・地域との連携

<当仁小いじめゼロ宣言>

① つもやさしく
② ひとえいしん
なじ③ たあいさつ
④ せんいんで
がんば⑤ う

2 いじめの未然防止（未然防止のための取組等）

(1) いじめを生まない教育活動の推進

- 年度当初に、かがやき学級担任による全学級での児童の障がいへの理解を深める授業とともに、差別やいじめを許してはいけない、見逃してはいけないという心の指導を行う。
- 縦割りグループによる清掃活動など 児童自らが互いのことを認め合ったり、心のつながりを感じたりすることができる「絆づくり」を行うための「場づくり」を行う。
- わかる授業づくりを進め、すべての児童が参加、活躍できる授業の工夫を行う。
- わかる授業づくりを進めるために、「学びの約束振り返りカード」を活用し、正しい姿勢を保つことにより学習に集中したり、道具の貸し借りや私語により集中力を削いだりしないよう配慮し、児童が困らないようにする。

(2) 地域・家庭、関係機関との積極的連携

- 気になることは家庭に連絡するとともに、家庭からも情報がもらえるよう、普段から保護者の話をよく聞く姿勢を示すなど信頼関係づくりを行う。
- 校務分掌に「地域交流担当職員」を設置し学校と保護者・地域の連携の橋渡しとすることで、地域の信頼、協力を得ることができるようになる。
- TSC（当仁サポートクラブ）を設置し、本校で行うさまざまな学習の場に、GTとして多くの地域の方々に参加していただき、地域と学校の双方向の交流により、地域による児童への教育力を高める。
- 学校基本方針は、学校のホームページや学校通信等で広く周知を図り、学校サポーター会議やPTAからの意見を取り入れながら、より実効性のあるものへと改善を図っていく。

3 いじめの早期発見・即対応（いじめの兆候を見逃さない取組等）

- (1) 「いじめアンケート」、「教育相談アンケート」を月に1回以上実施し、年度に「自尊感情アンケート」、「ことばについてのアンケート」を実施し、客観的資料による児童理解に努める。
- (2) Q-Uの結果を分析し、実態に応じた支援を学級・学年で行う。特に、Q-Uにおける要支援群の児童については、情報を共有し、直ちに組織的かつ適切な支援を行う。
- (3) 「学校いじめ防止対策委員会」を月1回開催する。いじめの問題への組織的指導体制の整備等の取組を推進する。
- (4) 児童の表情・態度・言葉遣い・持ち物・交友関係などを日常的に観察し、児童が発するサインを見逃さないようにする。

4 いじめに対する措置（ネット上のいじめ。加害児童生徒への対応も含む）

- (1) 被害児童の権利・利益を擁護するための配慮として、区域外通学や別室指導等柔軟な対応に努める。
- (2) 直ちにいじめを受けた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保する。
- (3) 加害児童への再発防止の指導のために、スクールカウンセラーと連携したり、教師のカウンセリング的な指導を行ったりしながら、長期的・継続的に指導を行う。
- (4) アンケートや相談、申告、通報、発見により、いじめと疑われる事案を認知した際には、まず学年会をひらいて情報を共有し、生徒指導部と連携しながら事実確認を行う。そして、速やかに「学校いじめ防止対策委員会」を開催する。

5 重大事態への対処（いじめ防止対策推進法 第28条関係）

- (1) 児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるようなものについては、教育的な配慮や被害者の意向への配慮のうえ、早期に警察に相談・通報し、警察と連携した対応を取る。
- (2) 学校や関係機関だけでは対応が困難な事案に対して、教育委員会の支援チームの活用を行い、いじめの問題の早期解決に努める。
- (3) 外部機関と連携し、被害児童をはじめ、被害児童の保護者や加害児童・保護者等へのカウンセリング等の心のケアを行うために、「いじめ防止対策委員会」に子ども総合相談センターや子育て支援課の課員、スクールサポーターを招聘する。

6 いじめの防止のための職員研修

- (1) 教職員のいじめの問題に関する資質の向上を図るため、「いじめ防止基本方針」の共通理解、「いじめ対応マニュアル」、教職員向けリーフレット「いじめゼロに向けて」や「いじめの早期発見・早期対応の手引き」など、いじめの防止等のための対策の基本に関する校内研修を実施する。
- (2) いじめを未然に防止するために、Q-Uの分析・活用のための校内研修を行い、情報を組織的に共有し、支援方針を明確にする。
- (3) ネット上のいじめに関する校内研修を実施する。
- (4) 児童の居場所づくりにつながる、人間関係づくりの研修を実施する

7 その他（各取組のPDCAサイクル等について）

- (1) 「学校いじめ防止対策委員会」での対応をもとに、いじめに対する措置・対応を行う。その措置・対応については、検証・修正を繰り返していく。
- (2) 学校基本方針に基づき、取組が適切に機能しているかを学校いじめ防止対策委員会を中心に点検し、必要に応じて見直しを行う。

8 いじめ防止等の対策のための組織（いじめの防止対策推進法 第22条関係）

（1）組織の名称・役割

○ 名称

校内いじめ防止対策委員会

○ 役割

- ・ 基本方針に基づく取組の推進や年間計画の作成・実行・検証・修正
- ・ いじめの相談・通報の窓口
- ・ いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動などに係る情報の収集記録, 共有
- ・ 学校における, いじめであるかどうかの判断
- ・ 関係のある児童への事実関係の聴取・組織的な指導や支援体制・対応方針の決定と保護者との連携等

（2）組織の構成

役 職	氏 名
校 長	戎 弥須恵
教 頭,	田邊 明夫
教務主任	熊本 喬一
人権教育担当	樋口 真紀
生徒指導担当	永田 千里
養護教諭	村上 裕子
特別支援教育コーディネーター	北崎 裕嗣
当仁中学校スクールカウンセラー	内野 知子
スクールソーシャルワーカー	西本 さくら
スクールサポーター	中嶋 近
該当学年教諭	

9 重大事態発生時の調査機関（いじめ防止対策推進法 第22条関係）

（1）組織の名称と役割

○ 名 称

当仁小学校いじめ防止対策委員会

○ 役 割

- ・ 重大事態の発生について教育委員会への報告
- ・ 重大事態に係る事実関係の調査
- ・ 調査結果を教育委員会に報告
- ・ 調査結果について関係児童及び保護者への情報提供

(2) 組織の構成員

役 職	氏 名
校 長	戎 弥須恵
教 頭	田邊 明夫
教務主任	熊本 喬一
人権教育担当	樋口 真紀
生徒指導担当	永田 千里
養護教諭	村上 裕子
特別支援教育コーディネーター	北崎 裕嗣
スクールカウンセラー	内野 知子
スクールソーシャルワーカー	西本 さくら
スクールサポーター	中嶋 近
該当学年教諭	
P T A会長	内川 義一
自治協議会長	木立 晴久
公民館長	二川 昭一
子ども会育成連合会長	高濱 博子
主任児童委員	田港 寿実子
中村学園大学准教授	西村 敬子
子育て支援課	
こども総合相談センター	

10 いじめ防止等の各取組の年間計画（P・D・C・Aを記入）

月	児童等への取組 及び児童の活動		職員研修等		チェ ック
4	学校いじめ防止基本方針作成 いじめに関するアンケート	P C	学校いじめ防止基本方針作成 校内いじめ防止対策委員会	P CA	
5	いじめに関するアンケート Q-Uアンケートの実施 教育相談	C C DC	校内いじめ防止対策委員会 家庭訪問 学校警察連絡協議会	CA D D	
6	いじめゼロ取組月間 いじめに関するアンケート 教育相談	D C DC	校内いじめ防止対策委員会	CA	
7	生活習慣定着度調査 いじめに関するアンケート	C C	校内いじめ防止対策委員会 学校いじめ防止対策委員会	CA CA	

	ケータイ教室（保護者含む） 教育相談	D DC	個人懇談会	DC	
8	いじめゼロサミット2018参加	D	校内夏季研修（Q-U事例検討会） 夏季研修（いじめの早期発見） ・前期前半の取組の反省 ・前期後半の取組の確認 夏季研修（人間関係づくり交流会）	CA CA C A DC	
9	児童会による報告 いじめゼロ実現プロジェクト いじめに関するアンケート 教育相談	A A C DC	校内いじめ防止対策委員会	CA	
10	いじめに関するアンケート 児童会・生徒会による取組 教育相談	C D DC	校内いじめ防止対策委員会	CA	
11	いじめに関するアンケート 教育相談	C DC	校内いじめ防止対策委員会	CA	
12	いじめに関するアンケート 教育相談	C DC	校内いじめ防止対策委員会 ・後期前半の取組の反省 ・後期後半の取組の確認 学校警察連絡協議会	CA C A D	
1	児童会による取組 教育相談	A DC	校内いじめ防止対策委員会	CA	
2	いじめに関するアンケート 教育相談	C DC	校内いじめ防止対策委員会 人間関係づくり交流会	CA DC	
3	いじめに関するアンケート	C	教育相談 学校いじめ防止対策委員会 ・年間の取組の反省 ・来年度の取組の確認	DC CA C A	

※いじめゼロ取組月間は、1学期に設定すること。いじめゼロ実現プロジェクトは、2学期に設定すること。

※いじめに関するアンケートを月1回以上実施する。無記名式アンケートは学期1回以上実施する。

※いじめの防止等の対策のための組織の構成員のうち、学校の教職員のみで行う「校内いじめ防止委員会」は月1回開催すること。

※学校外の関係者を含めた「〇〇小（中）いじめの防止対策委員会」は、学期に1回開催すること。＜※ チェック欄は、A・B・Cを記入（Aが上位）＞

※いじめの防止基本方針は5月10日までに学校のホームページに必ず掲載すること。